

町有地を売却します

町では未利用町有地の有効活用を進めており、下記の土地を一定の制限事項を設け、売却することとしました。購入を希望される方は、内容を確認いただき、お問い合わせ先までご連絡ください。

礼文華

- ◎最低価格：360万円 ◎住所：礼文華42番地7の一部
◎地目：雑種地 ◎面積：8,379㎡のうち3,600㎡



【購入申込の締切日時等】

締切日時：3月15日(月)、正午(締切厳守)

- ①申し込みの際は、氏名、住所、電話番号をお伝えください。
- ②申し込みが複数の場合に入札を行いますので、申込者へ別途連絡します。
- ③期限までに申し込みがない場合、空き家バンクにおいて引き続き購入者を募集します。

【制限事項】

- ・個人の場合、住民登録すること。(または、すでに登録があること)
- ・法人の場合、事務所や事業所を設けること。(または、すでにあること)
- ・5年以上豊浦町での居住や事業の実施を確約できる方が購入すること。
- ・3年以内に土地の利活用が認められない場合、町へ土地を返還するものとする。
- ・転売目的での売買は認めません。

【注意事項】

- ・現状での引き渡しとなります。

問 総務課 財政係 ☎83-1401